

日本保育協会の会員保育園・認定こども園のための保険です。

保育園総合保険制度の ご案内

ケガの補償

- 1 保育園児等傷害保険
- 2 主催行事参加者傷害保険
- 3 自動車搭乗中傷害保険

社会福祉法人の役員・ 評議員の賠償責任の補償

- 8 社会福祉法人向け役員賠償責任保険

保育園・保育士の 賠償責任の補償

- 5 保育園賠償責任保険
(オプション) クレーム対応費用保険 **新設**
- 6 個人情報漏えい対応保険
- 7 保育業務従事者向け賠償責任保険

労働災害の補償

- 4 保育園職員労災上乗せ保険

しゅうき 什器・備品の補償

- 9 保育園動産(什器・備品)補償保険

ご加入方法

別紙

「保育園総合保険制度ご加入の手引き」
をご覧ください。



毎月1日付でご加入いただけます！

＜保育園総合保険制度の保険期間＞

- 保険期間は、1年間となります。
 - 毎月20日までのご加入手続完了分(加入依頼書必着、保険料の払込み完了)につき翌月1日午後4時から1年間です。(1年後の応当日の午後4時をもって終了となります。)
- <例> ①3月20日までのご加入手続完了分は、翌月の4月1日午後4時から1年間 ②3月21日以降のご加入手続完了分は、翌々月の5月1日午後4時から1年間
お願い: ご継続の方は、補償がなくならないよう、必ず満期月の前月20日までに、ご加入手続きを完了させてください。

団体保険契約者: 社会福祉法人 日本保育協会

- この保険にご加入いただけるのは、社会福祉法人 日本保育協会の会員保育園にかぎります。
- この制度は社会福祉法人 日本保育協会をご契約者とし、会員保育園を加入対象者とする団体契約です。被保険者(保険の補償を受けられる方)は各保険の頁をご覧ください。

目次 保育園総合保険制度のご案内

はじめにご確認ください

- 2019年度 保育園総合保険制度改定のご案内 2
クレーム対応費用保険の新設や、振込手数料のご負担者の変更などの改定がございますので必ずご確認ください。
- 保育園総合保険制度とは 3
ご好評をいただいております保育園総合保険制度の特長をまとめました。
- どの補償を選べばいいの？ 5
おすすめのご加入パターンです。新規ご加入、補償見直しを検討される場合にご活用ください。
- ご加入手続きのご案内と実績計算書の作成 7
ご加入手続きの方法、注意点等をご案内します。お手続き前にご確認ください。

各プランの概要

- プラン1 保育園児等傷害保険 9
- プラン2 主催行事参加者傷害保険 11
- プラン3 自動車搭乗中傷害保険 13
- プラン4 保育園職員労災上乗せ保険 15
- プラン5 保育園賠償責任保険 17
- 新設 オプション クレーム対応費用保険 19
- プラン6 個人情報漏えい対応保険 21
- プラン7 保育業務従事者向け賠償責任保険 22
(旧プラン名：保育士向け賠償責任保険)
- プラン8 社会福祉法人向け役員賠償責任保険 23
- プラン9 保育園動産（什器・備品）補償保険 25

事故が発生した場合の対応

- 万が一事故にあわれた場合は 27
事故が発生した場合の対応方法などを記載しています。事故発生時にご確認ください。
- 保育園総合保険制度の事故通知書 29

その他のご案内

- 重要事項等説明書 契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明 30
- 自動車搭乗中傷害保険の車両変更通知書 40
- 事故が発生したときのお手続き 41

2019年度 保育園総合保険制度改定のご案内

改定1 「クレーム対応費用保険」をプラン5のオプションとして新設します

●ご要望の多かった保育園に寄せられる苦情に対応するための保険をプラン5のオプションとして新設します。

※プラン5「保育園賠償責任保険」とセット加入になります。オプション単独でのご加入はできません。

プランの特長

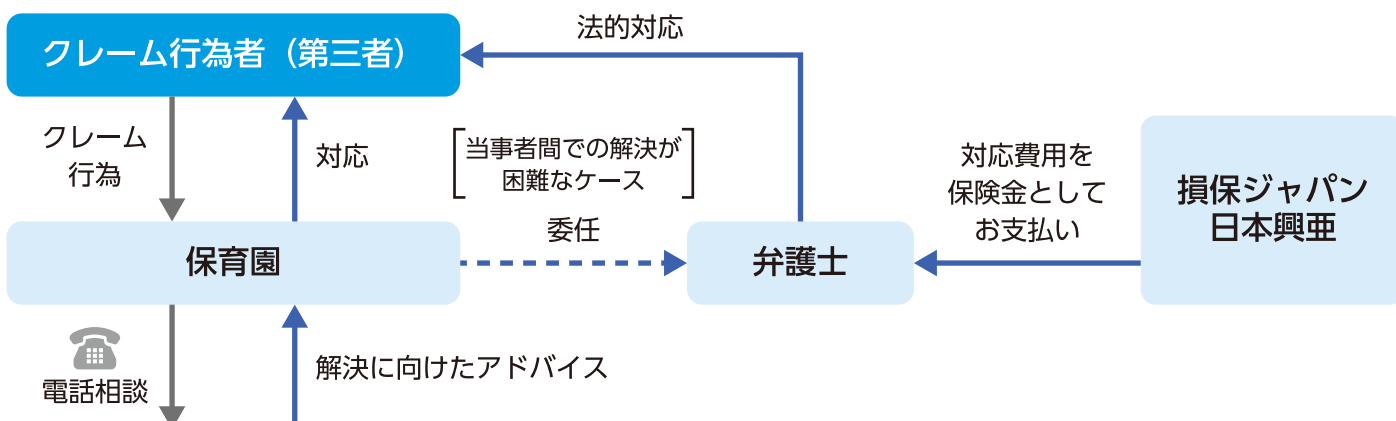
- 苦情対応の相談が可能な専門窓口（クレームコンシェル）へ**苦情対応の無料電話相談が可能**です！
- クレームコンシェルが当事者間での解決が困難と判断した事案は、**弁護士対応費用をお支払いします！**

想定されるクレーム事例

- ・保育園のサービスに不満があるとして、園児の両親がSNSなどに書き込みを行い、風評被害が発生した。
- ・近隣住民から「園児の声がうるさい」と執拗な苦情が申し立てられ、業務運営に支障が生じている。
- ・園児の送迎の際、園児の両親が特定の保育士に対して恒常的に無理難題を要求するため、他の保育業務が中断してしまっている。



クレーム発生時の対応



専門相談窓口（クレームコンシェル）

相談無料

クレームコンサルタント、弁護士、オペレーターを配置し、保育園ご自身でクレーム対応を行う際の対応方法など解決に向けたアドバイスを実施し、クレームの速やかな解決を目指します！

保険料例

※平均在籍園児数100名の場合

保険金額（1事故・1期間中）	保険料
50万円	35,000円

左記以外のプランもご用意しております。詳細は19ページをご参照ください！



改定2 保険料をお振込みいただく際の振込手数料がご加入者様のご負担となります。

- 2019年度より、保険料に係る振込手数料は、ご加入者様のご負担となります。保険料お振込みの際には振込手数料を差し引かないようご注意ください。また、平成30年度版の払込取扱票は使用しないようにしてください。
- 詳細は同封の「保険料の払込みに関するご案内」をご確認ください。

保育園総合保険制度とは ……

補償を自由に選択できます！

傷害補償

プラン1

園児・職員のケガによる入院・通院



プラン2

イベント参加者のケガ



プラン3

送迎中のバス等のケガ



賠償補償

プラン5

保育園の管理下中の事故による賠償責任

新設 オプション
クレーム対応費用保険



プラン6

個人情報漏えいによる賠償責任



プラン7

保育園職員の賠償責任



プラン8

役員・評議員の賠償責任

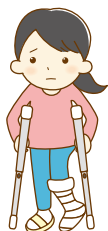


社会福祉法人単位でのご加入となります。

労災への補償

プラン4

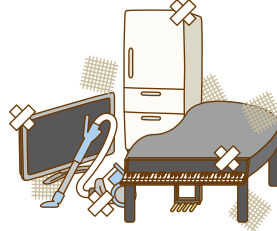
労災事故・使用者賠償責任



備品等の補償

プラン9

保育園にあるピアノ等の備品の破損など



社会福祉法人日本保育協会の会員限定の保育園・認定こども園を取り巻くリスクを総合的に補償する1年更新の保険制度です。

お手軽！

新規加入・見直し・継続などのお手続きが簡単です。

- ☒ 各種告知書などは不要です。加入依頼書の提出のみでOK！
- ☒ 保険期間中に園児数、職員数が変わっても、通知や追加保険料は不要！
- ☒ 毎月始期なので、必要に応じて補償内容の見直しも可能！

充実！

団体保険制度なので単独で保険に加入した場合の補償範囲より、広い補償範囲を提供します。

(プラン4、プラン7に加入の場合)
健康、日常の色々なお悩みを相談できる「こころとからだホットライン」をご利用できます。

安心！

万が一事故がおきてしまった場合でも、損害保険ジャパン日本興亜(株)の専門の支払部門がスピーディーに対応、お客さまの事故に対する不安を取り除きます。

賠償事故が発生した場合、賠償責任の有無を問わずお見舞金(被害者対応費用)をお支払いできます。

事故発生後、誠意をもって速やかに対応することで更なるトラブルを回避することができます。

お客さまの声

保険金請求書類を記載してから
振込みまでの日数が早く、
大変満足しています。

お客さまの声

対応が親切で、細かいところまで丁寧に
教えていただき助かりました。
また、経過の確認もあり、
安心してお任せできると思いました。

補償の見直し・新規ご加入をご検討の方へ

どの補償を選ばいいの？ ……

おすすめコース（プラン1 保育園児等傷害保険＋プラン5 保育園賠償責任保険）

			ワイド コース	スタンダード コース		エコノミー コース		
園児・職員1名あたりの保険料			1,720円	1,702円	1,287円	1,692円	1,277円	
補償 内 容	傷 害 補 償	地震・噴火・津波等の 天災によるケガ	○	×	×	×	×	
		〇ー157などの細菌性 食中毒によるケガ	○	○	×	○	×	
		日射病・熱射病等の 熱中症によるケガ	○	○	○	○	○	
		事故によるケガ	○	○	○	○	○	
	賠償責任補償		○	○	○	○	○	
保 険 金 額	傷 害 補 償	入院保険金日額	3,000円	3,000円	2,250円	3,000円	2,250円	
		通院保険金日額	2,000円	2,000円	1,500円	2,000円	1,500円	
		死亡・後遺保険金	120.0万円	120.0万円	125.5万円	120.0万円	125.5万円	
	賠 償 責 任 補 償	対人賠償	10億円	10億円		7億円		
		対物賠償	1,000万円					
		見舞金費用	・お見舞金……死亡以外の場合10万円（死亡の場合100万円） ・初期対応費用…保険期間中1,000万円					
		受託物賠償	借りた建物	1,000万円				
			現金・貴重品	10万円				
			上記以外	100万円				
		人格権侵害補償	1億円				7,000万円	
保育園総合保険制度 「プラン1」、 「プラン5」の型		プラン1（傷害）	A7	C7	B8	C7	B8	
		プラン5（賠償）	ER	ER	ER	GR	GR	

（注）本ページは補償の概要を記載したものです。ご加入にあたっては各プランのページを必ずご参照ください。

.....
おすすめのプラン組合せ例をご紹介します。
補償を自由に選びたい方は【3ページ】を参照してください。



ご提案①

賠償事故に対する備えを万全にしたい!

2019年度
新設

プラン5 (オプション) クレーム対応費用保険

保育園が対人事故・対物事故以外でクレームを受けた場合、無料で相談できるクレームコンシェルに解決方法を相談し、弁護士委託が必要となった場合弁護士費用をお支払いする保険です。

保険料例 (園児数90名、Q型ご加入の場合)
年間保険料 **35,000円**

ご提案②

役員・評議員の業務リスクを軽減したい

プラン8 社会福祉法人向け役員賠償責任保険

社会福祉法人の役員(理事・監事)・評議員の業務に起因して負担する法律上の賠償責任を補償します。(第三者からの訴訟・法人からの訴訟ともに補償の対象となります。)

保険料例 (社会福祉法人の総収入金額2.9億円、O型ご加入の場合)
1法人あたりの年間保険料 **73,000円**

ご提案③

職員の福利厚生を充実させたい

「こことからだホットライン」
をご利用できます。

プラン7 保育業務従事者向け賠償責任保険

保育園に勤務する職員個人が負担する賠償責任を補償します。

保険料 職員1名あたりの年間掛金 **1,500円**

プラン4 保育園職員労災上乗せ保険(B型、D型)

保育職員の業務上・通勤途上における政府労災保険にて労働災害と認識された事故につき、政府労災保険金の上乗せ補償を行います。

また、補償内容が不服として損害賠償を受けた場合の損害賠償金を補償します。

保険料例 (B型) 職員1名あたりの年間保険料 **1,900円**

ご提案④

個人情報漏えいリスクに備えたい

マイナンバー漏えいも
補償の対象です!

プラン6 個人情報漏えい対応保険

個人情報を漏えいまたは漏えいのおそれが発生した場合の損害賠償金・各種費用を補償します。

保険料例 (園児数90名、I型ご加入の場合)
年間保険料 **20,000円**

PLUS



PLUS



PLUS



PLUS



ご加入手続きのご案内

STEP

1



右ページの実績計算書を作成してください。

- ・園児数・学童数・職員数は加入月の前々月末日を基準にご作成ください。
- ・新設園等で、実績がない場合は定員数などにに基づき計算してください。
- ・一時保育、休日保育の園児数は、月間の述べ園児数 ÷ その月の実施日数（小数点以下四捨五入）で計算してください。

STEP

2



パンフレットに同封されている加入依頼書を作成してください。

- ・加入依頼書の記載方法は、本パンフレットに同封されている「保育園総合保険制度 ご加入の手引き」に記載しています。
- ・加入依頼書の記入が終わりましたら、**お客さま控としてコピーを1部取り、保管してください。**
- ・加入依頼書の裏面も必ずご記入ください。

STEP

3



同封の返信用封筒（黄色）をご利用いただき加入依頼書を送付してください。

- ・保険始期の前月20日までに加入依頼書が（有）日保協に到着するようお手続きください。
- ・やむを得ず期日までにSTEP3までのお手続きが完了しない場合は、必ず（有）日保協までご連絡ください。

保険始期の前月
20日まで

STEP

4



パンフレットに同封されている払込取扱票で保険料をお振込みください。

- ・振込手数料はご加入者様の負担となります。
- ・振込手数料を差し引いてしまうと、保険料と加入内容の照合にお時間を要することになり、ご希望の加入時期にお手続きが間に合わない可能性がございます。保険料お振込み金額に誤りがないよう、十分にご確認をお願いいたします。
- ・小切手でお振込みいただく場合の締切日は、保険始期月の前月15日となります。

STEP

5



加入証などの発送

- ・保険始期月から概ね2か月以内に加入証と傷害保険金請求書をセットにして、保育園へお送りしますので、補償内容をご確認ください。

「実績計算書」の作成

保育園総合保険制度における保険料算出の基礎数字算出方法についてのご説明は次のとおりです。
ご申告いただく数字が事実と相違ないことをご確認のうえ、ご加入ください。

- ① 保育園児等傷害保険 ⑤ 保育園賠償責任保険・（オプション）クレーム対応費用保険 ⑥ 個人情報漏えい対応保険 ⑨ 保育園動産（什器・備品）補償保険の園児数や職員数の算出については、**ご加入月の前々月末日を基準とした過去 1 年間の平均在籍者数**でご申告いただくこととなっております。人数計算は次の「実績計算書」を使用して平均在籍者数を算出します。（実績計算書をご加入の際に添付する必要はありません。）
- ② 主催行事参加者傷害保険の申告人数は**過去 1 年間に保育園が主催した各行事の延参加者数（園児・職員を除きます。）**となります。
- ③ 自動車搭乗中傷害保険は、**主に園児の送迎などに使用しご申告いただいたバス（自動車）の法定乗車定員数の合計**が保険料算出の基礎となります。
- ④ 保育園職員労災上乗せ保険は、**ご加入時に把握可能な直近の会計年度における平均被用者数**となります。（政府労災資料『労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書』をご確認ください。）
- ⑦ 保育業務従事者向け賠償責任保険は、ご加入月の前々月末日における職員全員の数となります。
- ⑧ 社会福祉法人向け役員賠償責任保険は、直近の会計年度における法人の事業活動計算書第 2 号の 1 様式「サービス活動収益計(1)」の金額となります。

《実績計算書》（実績計算書をご加入の際に添付する必要はありません。）

通常保育に係る園児数には、保育所分園における園児数を含めます。

			園児数		学童数	職員数
			通常保育	一時保育等(※)		
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
平成	年	月	人	人	人	人
合 計			人	人	人	人

(※) 月間の延べ園児数÷その月の実施日数（小数点以下四捨五入）で算出してください。

↓ ÷ 12

平均在籍者数 (小数点第一位四捨五入)	人	人	人	人
------------------------	---	---	---	---

保育園児等傷害保険

(学校契約団体傷害保険特約、熱中症危険補償特約、特定感染症危険補償特約および葬祭費用保険金特約【A型、C型】、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約および天災危険補償特約【A型】セット傷害保険)

補償対象

園児・職員

保険の特長

- 保育園の管理下および通園途上（登園・降園の両方）における園児・職員のケガを補償する保険で、保育園の損害賠償の有無に関係なく保険金をお支払いします。
どの型でも、日射病・熱射病などの熱中症によるケガについて補償されます。
- **【A型、C型にご加入の場合】** O-157などの特定感染症やサルモネラ菌などの細菌性食中毒によるケガも補償します。
- **【A型にご加入の場合】** 地震などの天災によるケガも補償します。

お支払いする保険金は次の6種類です。

・死亡保険金 ・後遺障害保険金 ・入院保険金 ・手術保険金 ・通院保険金 ・葬祭費用

用語の説明

保育園の管理下および通園途上（登園・降園の両方）とは……………	①園内・園外での保育中 ②保育園の保育開始前または保育終了後における在園中 ③保育園の保育のため、園または園の指定する場所と住居との通常の経路の往復途上 ④保育園が主催する地域活動事業等の行事で、集合し解散するまでの間および住居と通常の経路の往復途上
特定感染症とは……………	「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2018年10月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎりず）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

型別保険金額

ご加入の型	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金 日額	通院保険金 日額
A1・B1・C1	916.0万円	14,000円	10,000円
A2・B2・C2	573.0万円	8,500円	6,500円
A3・B3・C3	460.0万円	7,000円	5,000円
A4・B4・C4	347.0万円	5,500円	3,500円
A5・B5・C5	288.4万円	4,500円	3,000円
A6・B6・C6	229.5万円	3,500円	2,500円
A7・B7・C7	120.0万円	3,000円	2,000円
A8・B8・C8	125.5万円	2,250円	1,500円
A9・B9・C9	113.0万円	1,800円	1,300円

※手術保険金は入院中の手術の場合は入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合は入院保険金日額の5倍となります。

※葬祭費用として300万円までの葬祭費用実費をお支払いします。また、ご加入の型がA型の場合、特定感染症で亡くなられた場合でも300万円までの葬祭費用実費をお支払いします。

年間保険料

(保険期間 1 年)

ご加入の型		A 型	B 型	C 型
保険の対象となる事故	ケガ・熱中症	○	○	○
	O-157 等の特定感染症、細菌性食中毒など	○	×	○
	地震・噴火・津波	○	×	×
型別年間保険料 (園児・職員 1 名あたり)		7,370 円 (A 1)	6,298 円 (B 1)	7,267 円 (C 1)
		4,620 円 (A 2)	3,944 円 (B 2)	4,556 円 (C 2)
		3,700 円 (A 3)	3,163 円 (B 3)	3,648 円 (C 3)
		2,780 円 (A 4)	2,385 円 (B 4)	2,741 円 (C 4)
		2,320 円 (A 5)	1,988 円 (B 5)	2,288 円 (C 5)
		1,860 円 (A 6)	1,592 円 (B 6)	1,834 円 (C 6)
		1,400 円 (A 7)	1,185 円 (B 7)	1,382 円 (C 7)
		1,130 円 (A 8)	967 円 (B 8)	1,116 円 (C 8)
		960 円 (A 9)	822 円 (B 9)	946 円 (C 9)

保険料の計算方法

保険料算出の前に P 8 の「実績計算書」を作成し、平均在籍者数を算出してください。

$$\begin{array}{c} \text{実績計算書から転記} \\ \text{平均在籍者数} \\ (\quad) \text{ 人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{上表から選択} \\ \text{型別年間保険料} \\ (\quad) \text{ 円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ (\quad) \text{ 円} \end{array}$$



- ・園児全員の加入が前提です。園児数には一時保育、保育所分園における園児数、学童保育の学童も加えてください。
- ・職員を補償の対象に含めることができます。(職員のみの加入はできません。)
- ・職員を補償の対象に含める場合の職員に係る平均在籍者数は、全職員数を基礎に計算します。
- ・学童保育の学童を補償の対象に含めることができます。学童保育の学童を補償の対象に含める場合、学童に係る平均在籍者数を算出し、園児数に加算してください。
- ・加入月の前々月末日を基準とした過去 1 年間の在籍者数に基づき、平均在籍者数を計算してください。
- ・なお、新設保育園等の場合で前年実績がない場合は、定員数、学童数、職員数などにより計算してください。

保険料計算例

平均在籍者数…………… 通常保育の園児 90 名、一時保育等の園児 15 名、職員数 15 名 (合計 120 名)
 加入の型…………… A 7 型で職員も補償の対象に含める。

$$\begin{array}{c} \text{平均在籍者数} \\ (120) \text{ 人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{型別年間保険料} \\ (1,400) \text{ 円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ (168,000) \text{ 円} \end{array}$$

お支払いする事故の例

- 通園時に交通事故に遭い、足を骨折して入院した。
- 園庭のジャングルジムから落下し、腕を骨折し入院した。
- 園外保育 (いも掘りなど) の際、隣の園児のスコップが額にあたり怪我を負い通院した。
- 保育園での給食が原因で食中毒が発生し、園児が入院した。(ご加入の型が A 型・C 型の場合)
- 園庭での保育中に、日射病となって通院した。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

プラン 2

この保険は「プラン1」とセットでご加入ください！

主催行事参加者傷害保険

(行事参加者の傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、天災危険補償特約【A型】セット普通傷害保険)

補償対象

園児・職員以外の
行事参加者

父母や家族も
補償されます。

保険の特長

- 日本国内で保育園が主催する宿泊を伴わない行事（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業等）に参加中（管理下および往復途上の間）に生じた、園児・職員以外の保護者等の参加者のケガを補償します。
- どの型でも、日射病・熱射病などの熱中症によるケガについても補償されます。
- どの型でも、O-157などの特定感染症やサルモネラ菌などの細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によるケガも補償します。
- 【A型にご加入の場合】地震などの天災によるケガも補償します。

お支払いする保険金は次の5種類です。

・死亡保険金 ・後遺障害保険金 ・入院保険金 ・手術保険金 ・通院保険金

用語の説明

管理下および往復途上とは…………… ①日本国内で保育園が主催する行事（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業等）で、行事参加者が集合し解散するまでの間（保育園が主催する行事にかぎります。PTA等の主催は含まれません。）
②保育園が主催する行事（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業等）に参加するため、行事参加者が園または園の指定する場所と住居との通常の経路の往復途上（参加者名簿が備え付けてある場合にかぎります。）

型別保険金額

ご加入の型	死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金 日額	通院保険金 日額
A1・B1	800万円	12,000円	8,000円
A2・B2	500万円	7,500円	5,000円
A3・B3	400万円	6,000円	4,000円
A4・B4	300万円	4,500円	3,000円
A5・B5	250万円	3,750円	2,500円
A6・B6	200万円	3,000円	2,000円
A7・B7	150万円	2,250円	1,500円
A8・B8	120万円	1,800円	1,200円
A9・B9	100万円	1,500円	1,000円

※手術保険金は入院中の手術の場合は入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合は入院保険金日額の5倍となります。



年間保険料

この保険は「プラン1」とセットでご加入ください！

(保険期間1年)

ご加入の型		A型	B型
保険の対象となる事故	ケガ・熱中症	○	○
	〇ー157等の特定感染症、細菌性食中毒など	○	○
	地震・噴火・津波	○	×
型別年間保険料 (行事参加者1名あたり)		83円(A1)	75円(B1)
		52円(A2)	48円(B2)
		41円(A3)	38円(B3)
		31円(A4)	28円(B4)
		27円(A5)	23円(B5)
		21円(A6)	20円(B6)
		16円(A7)	15円(B7)
		13円(A8)	12円(B8)
		11円(A9)	9円(B9)

保険料の計算方法

上表から選択

$$\text{前年の延参加者数} \times \text{型別年間保険料} = \text{年間保険料}$$

() 人 () 円 = () 円



・前年の延参加者数は(前年の延参加者数実績ー園児・職員の延参加者実績)で算出してください。
 なお、新設保育園等の場合で前年実績がない場合は、見込み延参加者数により計算してください。

保険料計算例

平均在籍者数…………… 前年の延参加者数(園児・職員は除きます。)は680名

加入の型…………… A4型

$$\text{前年の延参加者数} \times \text{型別年間保険料} = \text{年間保険料}$$

(680) 人 (31) 円 = (21,080) 円

《前年の延参加者数算出方法》

1年間(加入月の前々月末日を基準とした過去1年間)に行った各行事の参加者数を累積したものととなります。

※下記の参加者数には園児・職員数は含みません。

(例)

2018年4月 保護者等への育児相談会……………35名	2018年10月 退所児童との交流事業(合同運動会)…120名
異年齢交流事業(園庭開放)……………40名	……………(省略)
退所児童との交流事業(人形劇)……………35名	2018年12月 退所児童との交流事業(クリスマス会)…60名
……………(省略)	……………(省略)
2018年8月 退所児童との交流事業(盆踊り)……………55名	
……………(省略)	
合 計(前年の延参加者数)	680名

お支払いする事故の例

- 保育園主催の運動会の種目に参加した父親がケガをした。
- 保育園主催のいも掘りに母親が向かう途中、転んでケガをした。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

自動車搭乗中傷害保険

(交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約セット普通傷害保険)

補償対象

バスなどに
搭乗中の方
搭乗中の全員が
補償されます。

保険の特長

- 主に園児の送迎等に使用するバス等（ご加入時に申告いただいたものにかぎります。）に搭乗中の日本国内でのケガを補償する保険です。保育園の損害賠償責任の有無や他の傷害保険のお支払い等に関係なく保険金をお支払いします。
- ご加入時に申告いただいたバス・自動車などに搭乗中であれば、園児はもちろん、園児の父母、職員、実習生、運転手、行事参加者等のすべての搭乗者が補償の対象となります。

お支払いする保険金は次の5種類です。

・死亡保険金 ・後遺障害保険金 ・入院保険金 ・手術保険金 ・通院保険金

用語の説明

搭乗中とは…………… 自動車に乗車するため、手足または腰等をドア、床、ステップまたは座席にかけた時から降車のために手足または腰等をこれら用具から離し、車外に両足をつける時までの間をいいます。

保険金額と年間保険料

(保険期間1年)

保険金額	死亡・後遺障害保険金額	223.4万円
	入院保険金日額	3,000円
	通院保険金日額	2,000円
保険料 (法定乗車定員1名あたり)		1,800円

※手術保険金は入院中の手術の場合は入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合は入院保険金日額の5倍となります。

保険料の計算方法

$$\text{法定乗車員数合計} \times \text{1名あたり保険料} = \text{年間保険料}$$

$$(\quad) \text{人} \times 1,800 \text{円} = (\quad) \text{円}$$



・複数台のバス、自動車がある場合には、それぞれの法定乗車員数を合計し法定乗車員数を算出してください。

保険料計算例

法定乗車員数合計…………… 送迎バス20名+乗用車5名の合計25名

$$\text{法定乗車員数合計} \times \text{1名あたり保険料} = \text{年間保険料}$$

$$(25) \text{人} \times (1,800) \text{円} = (45,000) \text{円}$$

お手続き上の注意点

- ・この保険の補償の対象とするバスなどについては、加入依頼書裏面に登録番号および法定乗車員数をご記入ください。
- ・保険期間の途中で、ご加入時にご申告いただいた自動車に増減などの変更があった場合は、通知が必要になります。
P40の「車両変更通知書」を起票し、車両変更日の属する月の翌月10日までにご通知ください。通知がない場合は、保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

お支払いする事故の例

- 送迎用バスが他の車と衝突し、搭乗していた園児、保育士がケガをした。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

Memo

プラン 4

保育園職員労災上乗せ保険

(通勤災害担保特約条項、災害付帯費用担保特約条項、職業性疾病担保特約条項、使用者賠償責任条項《B型・D型》および天災危険担保特約条項セット労働災害総合保険)

補償対象

政府労災
保険の対象となる
保育園職員

保険の特長

- 保育園の職員が業務上の災害（出退勤途中も含みます。）にあわれ、身体に障害（負傷、疾病、後遺障害、死亡）を被り、政府労災保険にて労働災害と認定された場合に、政府労災保険の上乗せ補償として保険金をお支払いします。
- どの型でも、地震・噴火・津波などの天災事故も補償します。
- **【B型・D型にご加入の場合】** 保育園の職員が被った労働災害について、使用者（保育園）が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金および解決のために支出する弁護士費用などをお支払いします。

型別保険金額と年間保険料

(保険期間1年／団体割引15%／過去の損害率による割引20%／事業種類コード94)

ご加入の型		A型	B型	C型	D型
死亡		500万円	500万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害 保険金額	1級～3級	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円
	4級	450万円	450万円	800万円	800万円
	5級	350万円	350万円	700万円	700万円
	6級	200万円	200万円	600万円	600万円
	7級	100万円	100万円	500万円	500万円
	8級	60万円	60万円	400万円	400万円
	9級	50万円	50万円	300万円	300万円
	10級	40万円	40万円	200万円	200万円
	11級	30万円	30万円	100万円	100万円
	12級	20万円	20万円	50万円	50万円
	13級	10万円	10万円	30万円	30万円
	14級	5万円	5万円	20万円	20万円
休業4日目以降（1日につき）		1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
災害付帯費用 (死亡・後遺障害1～7級)		40・10・5万円		100・25・25万円	
使用者賠償責任てん補限度額		—	3億円 1名・1災害	—	3億円 1名・1災害
年間保険料（職員1名あたり）		780円	1,900円	1,740円	2,800円

※法定外補償における業務上と通勤途上の保険金額は同額の設定となります。

保険料の計算方法

$$\begin{array}{c} \text{政府労災資料記載の} \\ \text{平均被用者数} \\ (\quad) \text{人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{前ページから選択} \\ \text{型別年間保険料} \\ (\quad) \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ (\quad) \text{円} \end{array}$$



- ・平均被用者数は、ご加入時に把握可能な直近会計年度の政府労災資料（『労働保険概要・増加概算・確定保険料申告書』）をご確認ください。
- ・正当な理由もなく平均被用者数を過少申告された場合には、保険金が削減される場合がありますのでご注意ください。

保険料計算例

平均職員数…………… 直近把握可能な政府労災に記入された平均被用者数 2 2 名
加入の型…………… D型（使用者賠償あり）

$$\begin{array}{c} \text{政府労災資料記載の} \\ \text{平均被用者数} \\ (22) \text{人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{型別年間保険料} \\ (2,800) \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ (61,600) \text{円} \end{array}$$

お手続き上の注意点

保育園で独自に定めた法定外補償規定（災害補償規定）の有無の確認が必要です。ご加入時には加入依頼書「④保育園職員労災上乗せ保険」の確認事項欄に必ずご記入ください。

確 認 事 項	法定外補償規定 ^(※) の備付けはありますか？⇒ 1. あり 2. なし
---------	---

①「1. あり」の場合には、法定外補償規定に定めた金額がP15の法定外補償の保険金額を下回る場合には、法定外補償規定に定めた金額を限度にお支払いします。法定外補償規定に定めた金額がP15の法定外補償の保険金額を上回る場合には、P15の法定外補償の保険金額をお支払いします。

②「2. なし」の場合には、P15の法定外補償の保険金額をお支払いします。

（※）職員に対して、政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。

お支払いする事故の例

- 園児を連れて保育園主催の遠足に行く途中、交通事故に遭いケガをした。
- 保育園で勤務中、火災が発生し、園児を救出しようとして火傷を負った。
- 職員の死亡は過労が原因として遺族が保育園を相手に賠償を求め提訴。裁判所が保育園（勤務先）に対して安全配慮の義務を怠ったとして、賠償金の支払いを命じた。

【B型・D型にご加入の場合】



『こことからだホットライン』が利用できます！

こことからだホットラインは、保育園職員労災上乗せ保険にご加入いただいていた保育園の職員のみなさまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また人事労務部門ご担当者の相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。メンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度として是非ご活用ください。

※ 詳しくは裏表紙をご覧ください。

保育園賠償責任保険

(賠償責任保険追加条項、施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、生産物特約条項、人格権担保追加条項、受託者追加条項セット賠償責任保険)

補償対象

保育園

保険の特長

- 保育園の施設管理・業務遂行・提供した飲食物等に起因する事故により、園児や第三者の身体に障害を与えた場合や、財物をき損した場合に、保育園が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- すべてのプランでエレベーターに関する賠償事故も補償します。
- パート・アルバイトや実習生も補償の対象です。
- **【E R型・E型・G R型・G型にご加入の場合】**
通常の保育に加え、保育園が主催する行事（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業等）も補償の対象となります。

用語の説明

通常の保育とは…………… 保育園管理下での保育中をいい、学童保育、地域子ども・子育て支援事業に定める一時保育、休日保育、延長保育等を含みます。

- **【E R型・F R型・G R型・H R型にご加入の場合】**
園舎を借りて保育園を運営している場合や、運動会等で体育館を一時的に借りた場合で、借りた建物自体に損害を与えてしまった場合に負担する法律上の損害賠償責任も補償の対象となります。

型別保険金額と年間保険料

自己負担額はありません。

(保険期間 1 年)

ご加入の型		E R	F R	E	F	G R	H R	G	H	
保険の対象	通常保育	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地域子育て支援事業等	○	×	○	×	○	×	○	×	
	借りた建物	○	○	×	×	○	○	×	×	
保険金額	対人賠償		1 0 億円		1 0 億円		7 億円		7 億円	
	対物賠償		1, 0 0 0 万円		1, 0 0 0 万円		1, 0 0 0 万円		1, 0 0 0 万円	
	人格権侵害補償		1 億円		1 億円		7, 0 0 0 万円		7, 0 0 0 万円	
	受託者賠償	建物	1, 0 0 0 万円		－		1, 0 0 0 万円		－	
		現金・貴重品等	1 0 万円		1 0 万円		1 0 万円		1 0 万円	
		上記以外	1 0 0 万円		1 0 0 万円		1 0 0 万円		1 0 0 万円	
年間保険料 (園児・学童1名あたり)		3 2 0 円	2 8 0 円	2 7 0 円	2 3 0 円	3 1 0 円	2 6 0 円	2 6 0 円	2 1 0 円	

※表中の保険金額については、以下のとおりとなっております。

- ・対人賠償…………… 施設賠償責任保険・昇降機賠償責任保険は1名・1事故の、生産物賠償責任保険については1名・1事故・保険期間中の保険金額を記載しています。
- ・対物賠償…………… 施設賠償責任保険・昇降機賠償責任保険は1名・1事故の、生産物賠償責任保険については1事故・保険期間中の保険金額を記載しています。
- ・人格権侵害補償… 1名・1事故・保険期間中の保険金額を記載しています。
- ・受託者賠償…………… 保険期間中の保険金額を記載しています。

※対人賠償、対物賠償における施設賠償責任保険と昇降機賠償責任保険は、1回の事故について、それぞれの損害額を合算して上表記載の保険金額を限度とします。

保険料の計算方法

保険料算出の前にP 8の「実績計算書」を作成し、A～Cの合計により平均在籍園児数を算出してください。

前ページから選択

$$\begin{array}{c} \text{平均在籍園児数} \\ (\quad) \text{人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{型別年間保険料} \\ (\quad) \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ (\quad) \text{円} \end{array}$$



平均在籍園児数の算定にあたっては、以下の点にご注意ください。

- ・園児数には、一時保育、保育所分園における園児数、学童保育の学童を加えてください。
- ・職員数や保育園が主催する行事の参加者数は園児数に含まれません。
- ・平均在籍園児数は、加入月の前々月末日を基準とした過去1年間の平均在籍園児数となります。なお、新設保育園の場合等で、在籍園児数の実績がない場合は、定員数などに基き平均在籍園児数を算出してください。

保険料計算例

平均在籍園児数…………… 通常保育の園児90名、一時保育の園児15名（合計105名）

加入の型…………… E R型

$$\begin{array}{c} \text{平均在籍園児数} \\ (105) \text{人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{型別年間保険料} \\ (320) \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料} \\ (33,600) \text{円} \end{array}$$

お支払いする事故の例

- 保育園の留金がゆるんで老朽化した窓ガラスが落下し、下にいた園児にあたり頭を負傷した。
- 園児が遊具から落ちてケガをした。
- エレベーターの欠陥による誤作動により園児が扉に手をはさんでしまい負傷した。
- 保育園で提供した飲食物が原因で食中毒が発生した。
- 保育士が園児の親から借りていたビデオカメラを誤って落とし、破損させた。
- 【E R型・F R型・G R型・H R型】運動会のために借りた体育館で、大型機材を倒してしまい、体育館の床に穴が開いた。

お見舞金・初期対応費用

万が一、事故が起きてしまった場合でも保育園総合保険制度では全プランにお見舞金（被害者対応費用補償）と初期対応費用（事故対応特別費用補償）がセットされています！

大きな苦情に発展することを未然に防ぐよう、保育園の円滑な対応を支援します。

お見舞金（被害者対応費用補償）

賠償責任の有無を問わずお支払いします。

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要な費用を補償します。（受託者賠償ではお支払いの対象となりません。）

被害者1名あたり	対人見舞費用	死亡	100万円
		死亡以外	10万円
	対物臨時費用		10万円
保険期間中			3,000万円

初期対応費用（事故対応特別費用補償）

保険金のお支払いの対象となるような損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求が発生するおそれがあることを保育園が知った場合において、保育園がそのために支出した文書作成費用、交通費、記録費用などを保険期間中1,000万円を限度として補償します。

新設
オプション

プラン5「保育園賠償責任保険」に必ずご加入ください。

クレーム対応費用保険

(業務妨害対応費用保険 (費用・利益保険))

補償対象

保育園

保険の特長

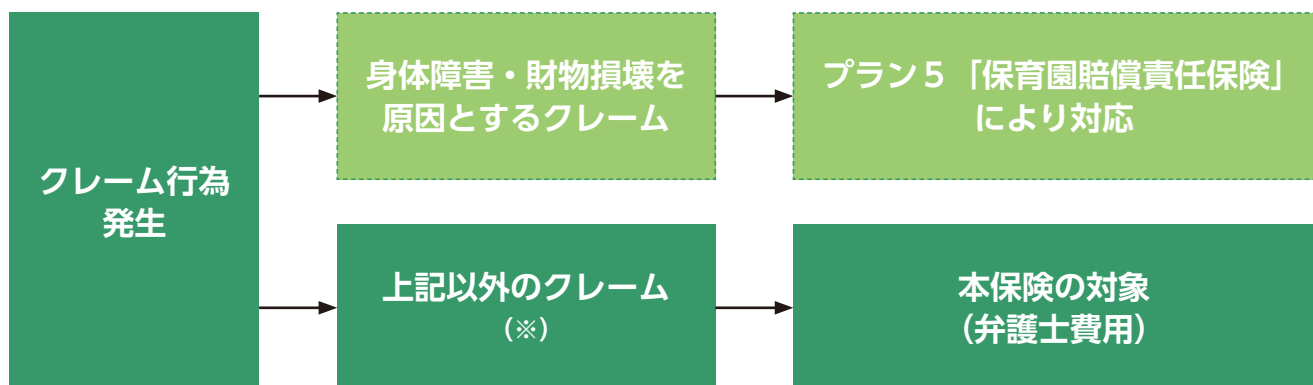
- 会員保育園が第三者からクレーム行為を受けた場合に、クレーム対応に関する専門相談窓口（クレームコンシェル）へ無料相談が可能です。
- クレームコンシェルが当事者間での解決困難と判断した事案は、弁護士費用を補償します。
※ 弁護士による法的対応を行う場合は、損保ジャパン日本興亜の承諾が必要です。

用語の説明

クレーム行為とは…………… 保育園に対して行われる「暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計・風説の流布」の行為をさします。

プラン5「保育園賠償責任」との関係

(注) 身体障害・財物損壊を原因とするものであっても、示談後に脅迫を受けたケースなどは本保険の対象になります。



(※) その他の賠償責任保険にて対象となるクレームも除きます。

型別保険金額と年間保険料

自己負担額 1 万円

(保険期間 1 年)

ご加入の型		Q	R	S
保険金額		1 事故・1 期間中 5 0 万円	1 事故・1 期間中 1 5 0 万円	1 事故・1 期間中 3 0 0 万円
年間保険料	園児数 5 0 名以下	1 9, 2 5 0 円	4 2, 0 0 0 円	6 3, 0 0 0 円
	園児数 5 1 名以上 1 0 0 名以下	3 5, 0 0 0 円	7 5, 6 0 0 円	1 1 3, 4 0 0 円
	園児数 1 0 1 名以上 1 5 0 名以下	4 9, 8 8 0 円	1 1 3, 4 0 0 円	1 6 0, 6 5 0 円
	園児数 1 5 1 名以上 2 0 0 名以下	6 6, 5 0 0 円	1 4 2, 8 0 0 円	2 0 1, 6 0 0 円

※ 園児数 2 0 1 名以上の場合は幹事代理店 (有) 日保協 (0 3 - 5 2 2 6 - 0 0 2 5) または募集代理店までお問い合わせください。

保険料の計算方法

園児数に応じて、左ページの保険料表よりお選びください。



・園児数には、学童保育の学童、一時保育、保育所分園や認定子ども園における園児数を加えてください。

保険料計算例

園児数…………… 通常保育の園児90名、一時保育の園児15名（合計105名）
加入の型…………… Q型

年間保険料
(49,880) 円

クレームを受けた場合の対応

STEP
1

専門家に電話相談

無料

●クレームが発生した場合、クレームコンシェルにお電話にてご相談ください。オペレーター、クレームコンサルタント、弁護士が常駐しています。

●クレーム対応のプロが対応方法についてアドバイスをさせていただきます。

【オペレーター】株式会社プライムアシスタンス 【法務全般】 弁護士

【クレームコンサルタント】 株式会社ウィ・キャン

クレームコンシェルについて

- 受付時間：平日午前9時から午後6時まで
(午前9時から午前10時までは弁護士が常駐していませんので、コンサルタントによる相談受付となります。)
- ご利用は本保険の被保険者である会員保育園のみとなります。
- 電話番号は保育園総合保険制度の加入証に掲載いたします。



※クレームコンシェル常駐の弁護士からは一般的な法律相談や法制度上の助言をします。(個別具体的に法的な助言は行いません。)

※クレームコンシェル常駐の弁護士との1回の相談時間の目安は15分となります。

※保険加入前に発生しているクレームや、他の賠償責任保険での対応となる相談は対象外です。

※クレームコンシェルへのご相談は園長先生からお願いします。ただし、緊急の場合等で園長のご了承済みの場合はこの限りではありません。

STEP
2

専門家に対応依頼

●クレームコンシェルが当事者間での解決が困難と判断した案件については、弁護士への委任をお勧めさせていただきます。

●弁護士の対応にかかる費用は、保険金額を限度に保険金としてお支払いすることができます。



※弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、クレームコンシェルに相談があったうえで、損保ジャパン日本興亜が承認した案件に関する費用のみが対象となります。

お支払いする事故の例

- 職員の対応に不満を持った保護者が、園内で大声で職員を罵倒し業務に支障が生じた。
- 保護者が、自分の子どもに通常の水準を超える過度な保育を要求し、他の園児に対して十分な保育を提供できない状況が度々生じている。
- 保護者が職員に対して執拗に連絡先を尋ねたり、抱きつく等のセクシャルハラスメントに該当するような行為を頻繁に繰り返している。
- 保護者が他の保護者に対して、園の対応に関する事実に基づかない悪口をいい、さらにインターネット上にも同様の書き込みをしたことによって風評被害が発生した。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険の特長

- 保育園が保有する個人情報を漏えいまたはそのおそれが発生した場合に、保育園が負担する法律上の損害賠償責任について保険金をお支払いします。
- 保育士・事務員などの従業員が起こした個人情報漏えいにより保育園が負担する法律上の損害賠償についても保険金をお支払いします。

用語の説明

対象となる「個人情報」とは…………… ①その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等^(注)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。
②個人識別符号が含まれるもの。
(注) その他の記述等とは、文書、図面もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

「個人識別符号」とは…………… マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番をいいます。

対象となる「個人情報漏えい」とは… 保育園の意図に反して、保育園が所有、使用または管理する（していたものを含みます。）個人情報、または管理を委託した個人情報が流出したことをいいます。

型別保険金額と年間保険料

自己負担額はありません。

(保険期間1年)

ご加入の型			I	J
保険金額	第三者の損害賠償に関する補償	損害賠償金・その他の費用 (個人情報漏えい)	5,000万円	1億円
		損害賠償金・その他の費用 (企業情報漏えい)	1,000万円	1,000万円
	企業ブランドの価値のき損を 防止・縮減するための補償	ブランドプロテクト費用 ※ 縮小てん補割合90%	50万円	100万円
年間保険料		園児数100名以下	20,000円	32,000円
		園児数101名以上200名以下	25,000円	45,000円
		園児数201名以上	30,000円	54,000円

※表中の保険金額については、保険期間中の保険金額を記載しております。
※精神的苦痛に対する損害賠償金については、1件の個人情報につき30万円を限度として保険金をお支払いします。
※ブランドプロテクト費用保険金は、第三者への損害賠償に関する補償の外枠でのお支払いとなります。

保険料の計算方法

園児数に応じて、上表よりお選びください。



・園児数には、一時保育、保育所分園における園児数、学童保育の学童を加えてください。

保険料計算例

園児数…………… 通常保育の園児90名、一時保育の園児15名（合計105名）
加入の型…………… I型

年間保険料
(25,000)円

お支払いする事故の例

- 園児や保護者情報の入った保育園のパソコンが盗まれ、情報がネット上に掲載された。
- ファックスの誤送信により、園児情報が外部に流出した。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

プラン 7

保育業務従事者向け賠償責任保険

(各種特約セット業務過誤賠償責任保険)

補償対象

保育園の
職員全員

保険の特長

- 保育士など、保育園に勤務する職員が行う業務全般において、他人の身体への傷害や財物の損壊、人格権侵害が発生したことにより、職員個人が負う法律上の損害賠償責任について保険金をお支払いします。

保育士以外の職種・職員も補償の対象に含めることができます！

保険金額と年間掛金

(保険期間 1 年)

保険 金額	対人・対物賠償	1 事故あたり 1 億円 (自己負担額 1,000 円)
	人格権侵害補償	
	初期対応費用 (事故対応特別費用)	期間中 500 万円
	お見舞金 (被害者対応費用)	死亡の場合: 50 万円 死亡以外の場合: 3 万円
年間掛金 (職員 1 名あたり)		1,500 円

※年間掛金には制度運営費 500 円を含みます。この制度運営費は、社会福祉法人日本保育協会が保育士等の環境向上に資する取組のために使用します。



ご加入にあたっては、保育士個人で同種の保険制度に加入していないかご確認ください。

保険料の計算方法

$$\left(\begin{array}{c} \text{職員数} \\ \text{() 人} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{1 名あたり年間掛金} \\ \text{1,500 円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間掛金} \\ \text{() 円} \end{array}$$



このプランは、保育士・職員・事務員などの保育園に勤務する全職員（パート・アルバイトを含みます。）でご加入いただけます。職員数の算出にあたっては、ご加入月の前々月末日における職員全員の数をご利用ください。（実績計算書の平均在籍者数ではございませんのでご注意ください。）

保険料計算例

職員数…………… 施設長 1 名、保育士 21 名、栄養士 5 名、事務員 3 名 (合計 30 名)

$$\begin{array}{c} \text{職員数} \\ \text{(30) 人} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1 名あたり年間掛金} \\ \text{(1,500) 円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間掛金} \\ \text{(45,000) 円} \end{array}$$

お支払いする事故の例

- 保育士が保育園が定めた以外のルートで園児を散歩に連れ出し、園児がケガをしたため保育士個人が損害賠償責任を負った。
- 保育士が園児の衣類・備品等を不注意により損壊したため、保育士個人が損害賠償責任を負った。

ここからホットラインご利用ができます (無料)

ここからホットラインは、保育業務従事者向け賠償責任保険にご加入いただいている保育士の皆さまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ、日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。メンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度としては是非ご活用ください。

※ サービスの詳細は裏表紙をご覧ください。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

社会福祉法人向け役員賠償責任保険

(役員賠償責任保険)



保険の特長

- 社会福祉法人の役員（理事・監事）・評議員などの皆さまが、その業務を行ったことにより、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害を補償します。
- セクハラ、不当解雇、差別行為だけでなく、パワハラ、マタハラなどが行われたことによる法律上の損害賠償や弁護士費用についても保険金をお支払いします。
- 第三者が役員（理事・監事）・評議員に対して訴訟を提起した場合に加え、社会福祉法人が訴訟を提起した場合も補償します。
- 訴えられる「おそれ」がある場合の書類作成費用などの初期対応費用を補償します。

型別保険金額と年間保険料

(保険期間 1 年)

ご加入の型		N	O	P
保険金額 自己負担額なし	役員賠償責任 1 事故・保険期間中	5,000万円	1億円	3億円
	法人調査費用（法人内調査費用） 保険期間中	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	法人調査費用（第三者委員会対応費用） 保険期間中	5,000万円	5,000万円	5,000万円
年間保険料	総収入金額 3 億円以下 (3 億円を含みます。)	52,000円 (5,000円)	73,000円 (8,000円)	105,000円 (11,000円)
	総収入金額 3 億 1 円以上 10 億円以下 (10 億円を含みます。)	56,000円 (6,000円)	76,000円 (8,000円)	111,000円 (12,000円)
	総収入金額 10 億 1 円以上 50 億円以下 (50 億円を含みます。)	66,000円 (7,000円)	92,000円 (10,000円)	133,000円 (14,000円)

※総収入金額が 50 億円を超える場合は、取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※表中の（ ）内の保険料は、役員個人負担保険料になります。

保険料の計算方法

総収入金額に応じて、上表よりお選びください。



・総収入金額は、法人の事業活動計算書 第 2 号の 1 様式「サービス活動収益計(1)」の金額を使用してください。

保険料計算例

事業活動計算書「サービス活動収益計(1)」の金額…………… 2 億 9,600 万円

加入の型…………… O 型

年間保険料
(73,000) 円

役員個人負担保険料の取扱い

「法人からの損害賠償請求に対する補償」部分の保険料（上表（ ）内の保険料）は、役員（理事・監事をいい、評議員は含みません。）個人が負担すべきもので、法人が負担をした場合は、経済的利益供与があったものとして、役員個人の課税対象報酬扱いとなる可能性があります。

（平成 6 年 1 月 20 日付 国税局発「会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いについて」より）

なお、実際の負担額処理の方法については、個別に税理士等にご確認ください。

お支払いする事故の例

- 入園説明会でご案内した、実施すると説明した保育サービスが提供できなかった。そのため、園児の両親から、実際の保育料と保育サービスの対価の差額につき、責任者である理事に対して損害賠償請求がなされた。
- 保育園の人事担当理事が、従業員から長期間勤務しているにもかかわらず給与が不当に低いと相談を受けていた。理事から理由を説明したが、合意・納得を得ることができず、その従業員は退職した。退職後、その元従業員から人事担当理事に対し損害賠償請求が提起された。
- 近隣の住民より、保育園児の声がうるさいと苦情を受けていた。保育園としてフェンスを設置するなど対応をしていたが、その住民は引っ越すこととなり、引越費用と住宅再取得費用につき、社会福祉法人の担当役員に対して損害賠償請求が提起された。
- 職員が保育士に対してセクハラを行ったため、当保育士が精神的苦痛を受けたとして、理事長と担当役員に対して損害賠償請求が提起された。
- 職員が社会福祉法人の資金を横領したことにつき、その責任者である担当役員に対して、その社会福祉法人が損害賠償請求を提起した。

ご加入の検討にあたって

本プランは、2016年度の発売以降、多くの社会福祉法人さまにご加入いただいております。本プランにご加入いただくことで、定期的に改選のある評議員の皆さまに「安心して業務に取り組んでいただくことができる」メリットもございますので、是非ご検討ください。

メリット1 安心して評議員に就任していただけます！

評議員の就任を依頼する際、役員賠償責任保険に加入していることで評議員としての業務リスクに対して適切な対策をとっていることをアピールできます。

メリット2 評議員の皆さまの個人資産を守ります！

評議員に対する予期せぬ損害賠償請求があり、賠償責任を負った場合でも、評議員の皆さまの個人財産をき損することなく対応できます。

メリット3 言いがかり的な苦情にも対応できます！

このプランでは弁護士費用もお支払いの対象となるため、言いがかり的な苦情に対しても弁護士に依頼し、スムーズに対応することができます。

よくあるお問い合わせ

Q1 退任した役員・評議員は本プランの補償の対象になりますか？

最初にご契約いただいた契約の始期日において、役員・評議員であった方であれば、損害賠償請求が提起されたときに退任していても補償の対象となります。

Q2 契約前の行為に起因する損害賠償請求も補償の対象になりますか？

最初にご契約いただいた契約の始期日から10年前までの行為に係る損害賠償請求は補償の対象となります。ただし、最初にご契約いただいた契約の始期日より前に、すでに損害賠償請求がなされるおそれがあることを認識していた場合は補償の対象になりません。

Q3 役員ではない園長は保険の対象に含まれますか？

理事会で選任された園長にかぎり本プランの補償の対象に含まれます。

※保険金のお支払い方法等重要な事項は、「重要事項等説明書」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険の特長

- 保育園舎内（建物内）の^{じゅうき}什器・備品一式が、偶然な事故により損害が生じた場合に、保育園に保険金をお支払いする保険です。
- 保険金のお支払いは再調達価額基準でお支払いします。
- **【KE型、LE型、ME型にご加入の場合】** 地震等による損害も補償します。

用語の説明

再調達価額基準とは…………… 損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額を基準とするものです。

地震等とは…………… 地震、地震による火災・破裂・爆発、損壊、埋没、津波、洪水その他の水災をいいます。

型別保険金額と年間保険料

（保険期間1年）

ご加入の型		M	K	L	ME	KE	LE
保険 金額	地震等以外 （1事故）	50万円	100万円	300万円	50万円	100万円	300万円
	地震等 （保険期間中）	×	×	×	50万円	100万円	300万円
年間 保険料	園児数 50名以下	9,900円	16,000円	21,200円	35,600円	59,400円	105,200円
	園児数51名以上 100名以下	9,900円	22,300円	29,800円	41,500円	76,700円	132,400円
	園児数 101名以上	12,500円	28,600円	38,400円	49,300円	92,900円	162,700円

※すべての型で業務用現金の保険金額は30万円が限度となります。

※すべての型で自己負担額は1事故1万円となります。ただし、全損の場合および火災（焦げ損害を除きます。）、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は、自己負担額はありません。なお、全損の場合とは、1回の事故で保険金額の全額をお支払いした場合をいいます。

保険料の計算方法

園児数に応じて、上表よりお選びください。



・園児数には、一時保育、保育所分園における園児数、学童保育の学童を加えてください。

保険料計算例

園児数…………… 通常保育の園児90名、一時保育の園児15名（合計105名）
加入の型…………… KE型

年間保険料
(92,900) 円

お支払いする事故の例

- 園児が備品を押し倒し、破損させた。
- 火災が発生し、^{じゅうき}什器・備品が焼失した。
- 水災により備品が汚損した。
- 地震によって備品が倒れ、破損した。（KE型、LE型、ME型にご加入の場合）

補償の対象となる什器・備品^{じゅうき}

保育園舎内（建物内）に収容されている取り外し可能な什器・備品^{じゅうき}が補償の対象となります。

保険の対象となる什器・備品の例^{じゅうき}

テレビ、ビデオデッキ（DVD・CDデッキ等を含みます。）、オーディオ機器、ベッド、机、椅子、棚、ワゴン、マット、楽器、各種遊具、OA機器（パソコン、プリンタ、コピー機、ファックス機など）、食器、時計、観賞用水槽、業務用現金（30万円まで） など

保険の対象とならない什器・備品の例^{じゅうき}

建物^(※)、商品・製品、有価証券・預貯金証書・印紙および切手その他これらに類するもの、自動車（自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車を含みます。）、船舶・航空機・貴金属・宝玉および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品で1個の価額が30万円を超えるもの、動物・植物、医薬品、稿本・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・証書・帳簿その他これらに類する財物、建設用機械・他人の所有物（リース・レンタル品や園児・保護者の持ち込んだ物等）、園舎内（建物内）に収容されていない物 など

（※）建物に付帯する財物（建具、電気・ガス・空調設備など）は、建物の所有者が保育園である場合は建物に該当することから、補償の対象外となります。ただし、建物の所有者が保育園以外の場合は補償の対象となります。

万が一事故にあわれた場合は…

事故発生から保険金お支払いまでの流れ

STEP 1



事故通知書の記入をお願いします。

P 2 9 の事故通知書をコピーのうえ、必要事項をご記入ください。
加入内容につきましては、ご加入時にお送りする「加入証」をお手元にご用意ください。

STEP 2



事故通知書を損保ジャパン日本興亜または募集代理店までFAXにて送信してください。

●FAX送付先

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス課
FAX: 03-3385-5500

STEP 3



必要に応じて損保ジャパン日本興亜と対応方法等について相談してください。

賠償

賠償事故が発生している場合は、損保ジャパン日本興亜の担当者から連絡いたします。事故の状況等を確認させていただいた上で、適切なアドバイスおよび保険金請求のためのご案内をします。

STEP 4



保険金請求書類一式をご提出ください。

賠償

STEP 3 で損保ジャパン日本興亜よりお送りした保険金請求書および必要書類をご準備いただき、ご提出ください。

傷害

保育園に備え付けの保険金請求書をコピーのうえ必要事項を記載し、ご提出ください。

※保険金請求書は加入証に同封して発送しています。保険金請求書類がお手元がない場合は、(有)日保協のホームページ (<http://www.nippokyo.co.jp>) に掲載しておりますのでご利用ください。
または、損害保険ジャパン日本興亜 本店企業保険金サービス部 傷害保険金サービス二課 (03-5913-3882) までご請求ください。

STEP 5



保険金のお支払い完了

万が一事故が発生してしまった場合のお手続きになります。
プラン別にお支払いまでの流れが異なりますので、
ご確認ください。

各プランごとの留意点

1 傷害事故の場合（プラン1、プラン2、プラン3）

- 傷害保険の保険金請求者は、原則として被保険者である園児の保護者となります。
保育園が保険金請求を行う場合は、保護者から保険金請求書の「委任者（親権者）」欄に署名、ご捺印を
いただいたうえで損保ジャパン日本興亜までご提出ください。
- 保険金のお支払いが完了すると、損保ジャパン日本興亜より「保険金お支払いのご案内」が保険金請求者
と保険金受取人に送付されます。

2 賠償事故の場合（プラン5、プラン6、プラン7、プラン8）

- 損保ジャパン日本興亜に連絡する前に過失（ミス）を認めたり、賠償金を払うといった対応をせず、
「専門の人に相談する旨」お話しください。賠償責任が発生するか否か不明の場合も同様です。



賠償責任保険には示談交渉サービスはセットされていないので、保育園にて進めていただく必要があります。また、事前のご連絡なく賠償金等を支払われた場合は、保険金の全部または一部のお支払いをすることができなくなる場合があります。

そのため、示談交渉を行う場合は、必ず損保ジャパン日本興亜と相談のうえ、すすめていただきます
ようお願いします。

特に、損害賠償額を提示して交渉する必要がある場合は、必ず事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡
ください。

3 労災事故の場合（プラン4） ※法定外補償「あり」の場合

- まず、所轄の労働基準監督署に届出していただきます。その認定に従って、保育園の管理者に保険金をお
支払いし、保育園の管理者から職員またはその遺族に補償金としてお支払いいただきます。労働基準監督
署に提出した書類の写しが必要となりますので、必ず（控）をお取りください。
- 原則として、被災職員またはその遺族から補償金受領書の取付けが必要となります。

4 什器・備品の事故の場合（プラン9）

- 損害を受けた什器・備品は損保ジャパン日本興亜からの連絡を受けたうえで、修理や処分をするようにし
てください。什器・備品の被害状況を保険会社が確認したうえで修理費などをお支払いします。

保育園総合保険制度 の事故通知書

年 月 日

今回発生した事故について、次のとおりご連絡します。
また、本件事故について、損害を受けた財物の所有者・利用者等(以下「相手方」といいます。)の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知します。
1. 貴園が保険金のお支払い、お支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
2. 貴園が上記1.の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。

保 育 園 名 (法人名※)	下記は管理下・勤務中にある間に生じた事故であり、事実に相違ないことを証明します。 (フリガナ)		ご担当者名 (ご役職)	
	※役員賠償に係る事故をご報告いただく際には、貴法人名をご記載ください。		電話 — —	
保 育 園 住 所 (法人住所※)	〒 —		FAX番号 — —	
	※役員賠償に係る事故をご報告いただく際には、貴法人住所をご記載ください。		加入者番号	
保 險 期 間	年 月 日から1年間			
ご請求希望 のプラン	☐ プラン1 保育園児等傷害保険 ☐ プラン2 主催行事参加者傷害保険 ☐ プラン3 自動車搭乗中傷害保険 ☐ プラン4 保育園職員労災上乗せ保険 ☐ プラン5 保育園賠償責任保険 ☐ お見舞金(被害者対応費用補償)			
	☐ プラン5 (オプション) クレーム対応費用保険 ☐ プラン6 個人情報漏えい対応保険 ☐ プラン7 保育業務従事者向け賠償責任保険 ☐ プラン8 社会福祉法人向け役員賠償責任保険 ☐ プラン9 保育園動産(什器・備品)補償保険 (保険会社使用欄) 証券番号:			
受 傷 者 (財物損壊の場合 は財物の所有者)	ご氏名	(フリガナ)	生年月日	T・S・H 年 月 日(歳)
			性別	男・女
	☐ 園児 ☐ 学童 ☐ 職員 ☐ 主催行事参加者 ☐ 自動車搭乗 受傷者が未成年責任無能力者の場合の保護者後見人等			
	ご住所 〒 —			
	〔電話: — — FAX: — — 〕			
事 故 の 内 容	事故日時		事故場所	
	年 月 日 午前・午後 時頃		☐ 園内 ☐ その他[]	
	原因概要 ☐ 保育中 ☐ 主催行事参加中 ☐ その他[] 原因詳細 (具体的にご記入ください。50字以内) ☐ 別紙事故報告書のとおり(独自の報告書等を添付してください。)			
受 傷 内 容 (財物損壊の程度)	傷病名(物品名)	通院の有無 ☐ なし ☐ あり()日(見込) 入院の有無 ☐ なし ☐ あり ↓ 以下の項目についてもわかる範囲でご記入ください。 入 院 期 間 / / ~ / / (見込) 手術の有無 ☐ なし ☐ あり()		治ゆ見込(修理費の見込額)
病 院 名	〔電話: — — 〕			
賠償請求 の内容	受傷者あるいは所有者からの賠償請求の有無・・・ 有 無 内容			
他の保険などの 契約状況	他の損害保険契約・・・加入している() 加入していない() (■会社名() 傷害() 労災() 賠償() 動総()) 日本スポーツ振興センター・・・加入している() 加入していない()			
今後の連絡先	保育園 代理店 連絡先: 希望時間帯 [] ~ [] 時頃			

重要事項等説明書 契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

- 商品の仕組み：①保育園児等傷害保険…この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
②主権行事参加者傷害保険…この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
③自動車搭乗中傷害保険…この商品は傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
④保育園職員労災上乗せ保険…この商品は労働災害総合保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
⑤保育園賠償責任保険…この商品は賠償責任保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
⑥(オプション)クレーム対応費用保険…この保険は費用・利益保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
⑦個人情報漏えい対応保険…この商品は業務過誤賠償責任保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
⑧保育業務従事者向け賠償責任保険…この商品は業務過誤賠償責任保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
⑨社会福祉法人向け役員賠償責任保険…この商品は会社役員賠償責任保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
⑩保育園動産(什器・備品)補償保険…この商品は動産総合保険普通約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：社会福祉法人日本保育協会
■保険期間：保険期間は1年間となります。
(保険責任期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。ただし、②主権行事参加者傷害保険は、保険期間初日の午前0時に始まり、末日の午後0時に終わります。)
- 申込締切日：毎月20日までの加入手続完了分(加入依頼書の郵送、保険料の払込み)につき翌月1日午後4時から1年間です。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：社会福祉法人日本保育協会の会員保育園
●被保険者：①保育園児等傷害保険[園児(学童)・職員] ②主権行事参加者傷害保険[園児・職員以外の行事参加者]
③自動車搭乗中傷害保険[主に園児の送迎等に使用しご加入時に申告いただいたバス(自動車)に搭乗中の方すべて]
④保育園職員労災上乗せ保険[保育園] ⑤保育園賠償責任保険[保育園、その役員・従業員および資格取得を目的とした実習生(※)]
⑥(オプション)クレーム対応費用保険[保育園] ⑦個人情報漏えい対応保険[保育園、その役員]
⑧保育業務従事者向け賠償責任保険[保育業務に従事する全職員]
⑨社会福祉法人向け役員賠償責任保険[社会福祉法人]
⑩保育園動産(什器・備品)補償保険[保育園]
- お手続き方法：詳細は別紙「保育園総合保険制度ご加入の手引き」をご覧ください。
●中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、募集代理店・取扱幹事代理店までご連絡ください。
■満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(※)お見舞金は保育園が被保険者となります。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【プラン1 保育園児等傷害保険】

被保険者が、日本国内で保育園の管理下および通園途上において、急激かつ偶然な外来の事故(注1)(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただしB1～B9型については、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。また、熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

【プラン2 主権行事参加者傷害保険】

被保険者が、日本国内で保育園が主催する行事(地域活動事業等)の管理下および往復途上において、事故によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。また、熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

【プラン3 自動車搭乗中傷害保険】

被保険者が、日本国内で主に園児の送迎などに使用しご加入時にご申告いただいたバス(自動車)の搭乗中に、事故によりケガ(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注1)「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

※靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

●保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

傷害(国内外補償)	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	⑧地震、噴火またはこれらによる津波(①保育園児等傷害保険A1～9型および②主権行事参加者傷害保険A1～9型はお支払いします。)
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、入院中に受けた手術の場合の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②脳神経外科手術	⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
(続き) 傷害(国内外補償)	②先進医療に該当する手術^(※2) $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ $\text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	手術保険金 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
	通院保険金 事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}$ (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものと同みなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

【①保育園児等傷害保険A1～9型にご加入の場合】

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】

特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。
 また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用(実費)に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。

ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

【①保育園児等傷害保険C1～9型にご加入の場合】

【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】

特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。
 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(※)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
 2018年10月現在、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

【保険料精算に関する説明事項】

保険料精算に関しては次のとおりの取扱いとなることに同意のうえご加入ください。

③自動車搭乗中傷害保険に「包括契約の精算に関する特約(毎月報告・一括精算)」をセットしてご加入いただくにあたり、他の特約の規定にかかわらず、保険料精算に関しては、次のとおり取り扱います。

- (1) 下記(2)の場合を除き、確定保険料と暫定保険料(または予納保険料)との間での差額精算を行わないこと。
- (2) ご契約が保険期間の途中で解約もしくは失効となった場合または翌年以降のご契約へ継続されないこととなった場合には、確定保険料と暫定保険料(または予納保険料)の間でその差額を精算すること。
- (3) ご契約につきましては、前年の実績をベースに保険料を計算するため、今年の実績が前年より増加または減少した場合でも、損保ジャパン日本興亜は保険料の請求または返還を行わないこと。(ただし、上記(2)に該当する場合を除きます。)
- (4) 上記特約は、ご契約の翌年以降の継続契約に対してもセットされること。(ただし、保険料算出基礎となる人数などの今年度の成績が前年の実績に比し極端に増減する場合を除きます。)

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kanan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪車以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)等は除きます。
【乗用具】	加入者証記載の交通乗用具をいいます。

プラン4 保育園職員労災上乗せ保険

お支払いする保険金の種類と内容

【法定外補償条項】

被保険者^(注1)の被用者^(注2)が業務上災害および通勤途上(出勤および退勤)によって身体障害(死亡、後遺障害、負傷、疾病)を被った場合に、政府労災保険等^(注3)の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金(死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金)をお支払いします。

(注1)被保険者とは、事業主(保育園)をいいます。以下同じです。

(注2)被用者とは、常時雇用の職員、アルバイト、臨時雇い、パートタイマー、季節労働者等、保育園の加入している政府労災保険の給付対象となる全職員が補償対象となります。以下同じです。

(注3)被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等(以下「政府労災保険等」といいます。)の保険関係が成立していることが必要です。

●法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。

●同一の被用者が被災した身体障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。

●休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。

〈災害付帯費用担保特約条項〉

被用者の死亡、後遺障害1～7級に該当する労働災害が発生した場合、保険金お支払いの対象となります。特約条項の詳細につきましては、募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【使用者賠償責任条項】

被保険者の被用者が業務上災害によって被った身体障害(死亡、後遺障害、負傷、疾病)について、被災した被用者またはその遺族からの損害賠償請求により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して、てん補限度額を限度として、被保険者に保険金^(注1)をお支払いします。

●使用者賠償責任条項の賠償保険金は、損害賠償金が以下の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ(自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ)、てん補限度額を限度としてお支払いします。

- ◇政府労災保険等から支払われるべき金額
- ◇自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額
- ◇法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額
- ◇法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険の法定外補償条項から支払われるべき金額

(注1) 訴訟や調停となった場合は、それに要する費用や弁護士報酬についても、賠償保険金の外枠で保険金の対象となります。(必ず事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。)ただし、損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金額に対する割合をもってお支払いします。

(注2) 被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等の保険関係が成立していることが必要です。

【職業性疾病担保特約条項の場合】

●職業性疾病担保特約条項(石綿損害等不担保特約条項も同時付帯)の場合は、以下の点についてご注意ください。

- ◇政府労災保険にて発病日と認定された日を身体障害の発生日(事故日)とします。
- ◇事故日時点で、労働災害総合保険の対象となる事業場における被用者でなければ、保険金をお支払いできません。
- ◇保険期間終了後3年以上経過して、被用者またはその遺族からなされた損害賠償請求または補償金請求に対しては、保険金をお支払いできません。

【共通】

この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。^(注)また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。

(注) 使用者賠償責任条項の費用保険金(争訟費用や弁護士報酬など)のお支払いについては、政府労災保険等の給付を絶対要件とはしていませんが、明らかに業務上災害に該当しない場合などはお支払いの対象とはなりません。事前に損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

保険金をお支払いできない主な場合

【法定外補償条項】

- 契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
- 風土病による被用者の身体障害
- 石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害
- 被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害
- 賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金

など

【使用者賠償責任条項】

- 契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被用者の身体障害
- 風土病による被用者の身体障害
- 石綿(アスベスト)または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害
- 賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金

など

プラン5 保育園賠償責任保険

お支払いする保険金の種類と内容

お支払いする保険金の種類	内 容
①損害防止費用	保育園(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
②緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	保育園(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
④争訟費用	保育園(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑤協力費用	保育園(被保険者)が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて保育園(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、保育園(被保険者)が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料等 <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用等 ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 保育園(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。
■被害者対応費用(お見舞金)	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。 ※お見舞金は、賠償責任を負担する場合には損害賠償金に充当されます。
■事故対応特別費用	上記①～⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを保育園(被保険者)が知った場合において、保育園(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。

お支払いする保険金＝①損害防止費用＋②緊急措置費用＋③権利保全行使費用＋④争訟費用＋⑤協力費用



⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

$$\text{争訟費用の総額} = \text{争訟費用の総額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{⑥損害賠償金}}$$



⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。
ただし、P17「型別保険金額（保険金額）」がお支払いの限度額となります。

【お支払いする保険金＝⑥損害賠償金－自己負担額】

保険金をお支払いできない主な場合

【共通【賠償責任保険普通保険約款】】

- ①保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その役員とします。）の故意によって生じた賠償責任
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【共通【賠償責任保険追加条項】】

- ①原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ②石棉または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物（注）の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
（注）下表をご参照ください。
- ⑥修理または加工（被保険者の技術水準が一般的な技術水準に達していないことによる仕上げ不良を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑦冷凍・冷蔵装置の滅失、損傷、変調、故障または操作上の誤りによる温度変化のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任
- ⑧冷凍・冷蔵装置からの冷媒等の漏出、いつ出、漏えい等のために生じた受託物の損壊等に起因する賠償責任 など

【施設賠償責任保険】

- ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ②航空機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ③屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 など

【昇降機賠償責任保険】

- ①保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②昇降機の設置、改造、修理、取外し等に起因する賠償責任 など

【人格権侵害補償】

- ①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ③最初の行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任
- ④事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。

【人格権侵害補償】(つづき)

- ⑤被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任
- ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。
- ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任
- ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任 など

【生産物賠償責任保険】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④生産物が次のアからウのいずれかに該当する場合である場合は、その生産物が意図された効能または性能を発揮しなかったことに起因する賠償責任
ア. 医薬品等
イ. 農薬取扱法に規程する農薬
ウ. 食品衛生法に規程する食品 など

【受託者賠償責任保険】

- ①保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人（記名被保険者が法人である場合は、その役員または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐欺に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ②被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐欺されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ④屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑤受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて30日を経過した後に見えられた受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑥次のアからエの受託物が、法令に定められた運転資格もしくは操縦資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間または道路交通法（昭和35年法律第105号）に定める酒気を帯びた状態の運転者もしくは操縦者によって運転もしくは操縦されている間に発生した受託物の損壊に起因する賠償責任
ア. 自動車
イ. 車両（自動車および原動力がもっぱら人力にあるものを除きます。）
ウ. 船舶（船体のみ、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。）
エ. 航空機
- ⑦被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が紛失したことに起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 など

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

※「記名被保険者が所有、使用または管理する財物」のことをいわれる『管理財物』といいます。『管理財物』の範囲は次のとおりです。

	名 称	定 義
1	所有財物	記名被保険者が所有する財物をいい、所有権留保条項付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。
2	受託財物 ^(注1)	次の①から④までに掲げる他人の財物をいいます。
		①借用財物 記名被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。
		②支給財物 次のアおよびイの財物をいいます ア. 作業 ^(注1) に使用される材料または部品をいい、既に作業 ^(注2) に使用されたものを含みます。 イ. 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。
		③販売・保管・運送受託物 ③記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物を除きます。
		④作業受託物 作業 ^(注2) のために記名被保険者の所有、使用または管理する施設内 ^(注3) にある財物をいい、販売・保管・運送受託物を除きます。
3	作業対象物 ^(注4)	受託財物以外の作業 ^(注2) の対象物をいいます。

(注1) 受託財物: 受託者賠償責任保険で補償の対象となります。

(注2) 作業: 記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる作業をいい、加工、修理、保守、点検、清掃および洗浄を含みます。

(注3) 施設内: 仕事の通常の過程として、一時的に施設外にある場合は、施設内にあるものとみなします。

(注4) 施設賠償責任保険・昇降機賠償責任保険では補償の対象となります。

プラン5 (オプション)クレーム対応費用保険

お支払いする保険金

弁護士費用保険金	対象となる事故が生じた場合に弁護士費用(相談料、着手金、報酬金、手数料、争訟費用、その他弁護士が委任事務を行ううえで必要な費用)をお支払いします。
----------	---

※保育園の顧問弁護士へ委任することも可能です。ただし、専門相談口に支援を要請し、事前に損保ジャパン日本興亜が承諾した場合にかぎります。
なお、日当および顧問弁護士の顧問料は保険金支払いの対象外となりますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者が保険期間の開始より前にクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ②賠償責任保険契約により保険金支払われるべき損害
- ③保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ④保険金を受けるべき者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武そのた装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- ⑥地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- ⑦核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害
- ⑧クレーム行為を行ったものに対して被保険者が損害賠償を請求するための費用または被保険者の債権を回収するための費用
- ⑨日当および顧問弁護士の顧問料 など

プラン6 個人情報漏えい対応保険

お支払いする保険金

第三者への損害賠償に関する補償	損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。
	争訟費用	保育園(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
	争訟対応費用	損害賠償請求に対処するために、保育園(被保険者)が支出した文書作成費用などの費用
	求償権保全費用	保育園(被保険者)が他人に損害賠償請求できる場合に、その権利を行使するために支出した費用
	協力費用	保育園(被保険者)が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて保育園(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、保育園(被保険者)が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
ブランドプロテクト費用 (企業ブランド価値のき損を防止・減滅するための補償)	メディア対応費用	保育園(被保険者)が謝罪や再発防止に向けた取り組みの公表などを目的として、テレビでの会見や新聞への広告掲載を行うために支出した費用
	クレーム対応費用	被害者への謝罪文の作成・送付、見舞品の購入・送付のために保育園(被保険者)が支出した費用 被害者から損害賠償請求を受けた場合やデータの開示や利用停止の要求を受けた場合に、その対応のために保育園(被保険者)が支出した費用
	事故対応費用	被害の拡大を防止するために保育園(被保険者)が支出した費用 対応策等のコンサルティングを受けるために保育園(被保険者)が支出した費用 原因の調査費用や、アルバイト等の臨時雇入れ費用など対応のために臨時に支出する費用
	損害賠償請求費用	保育園(被保険者)が支出した対応費用について、他の事業者原因があるような場合に、その事業者へ損害賠償請求を行うために保育園(被保険者)が支出する費用
企業情報の漏えいに関する補償	損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。
	争訟費用	保育園(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

第三者への損害賠償部分・ブランドプロテクト費用部分 共通 (業務過誤賠償責任保険普通保険約款)

- ①被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ②法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求

- ④身体の障害(身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)および精神的苦痛または財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにこれらに起因する財物の使用不能損害に対する損害賠償請求
- ⑤初年度契約^(※)開始日(遡及日)より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
(※)継続契約以外のこの保険契約をいいます。
- ⑥通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

- ⑦被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
 ⑧直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
 ⑨他の被保険者からなされた損害賠償請求 など
- 第三者への損害賠償部分(個人情報取扱事業者特約条項)**
 ①個人情報の利用目的(被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的)の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
 ②偽りその他不正な手段による取得した個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
 ③サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設定されていないことに起因する損害賠償請求
 ④個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等により是正の勧告、命令等がなされた場合に、その後被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害賠償請求
 ⑤記名被保険者の役員に関する個人情報が漏えいしたことによる損害賠償請求
 ⑥被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因する損害賠償請求
 ⑦被保険者が第三者へ個人データを提供したり、その取扱いを委託したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 ⑧被保険者が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 ⑨個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
 ⑩契約違反による違約金支払規定による加重された賠償責任 など
- 企業情報の漏えいの損害賠償部分(企業情報漏えい担保追加条項)**
 ①クレジットカード番号、口座番号等が漏えいし、それらの番号が不正に使用されたことによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
 ②株主代表訴訟による損害賠償請求
 ③被保険者が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したことによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
 ④被保険者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求
 ⑤被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 ⑥被保険者が他人から企業情報を提供され、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
 ⑦被保険者が企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生することによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
 ⑧次のア. からウ. に掲げる契約上加重された責任または保証に起因する損害賠償請求 ア. 契約上加重された責任または義務に起因する損害賠償請求 イ. 保証に起因する損害賠償請求 ウ. 対象業務の履行遅滞または履行不能に起因する損害賠償請求
 ⑨被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたことに起因する損害賠償請求
 ⑩サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する損害賠償請求
 ⑪政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者が、その主義・主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為またはこれらの行為が発生するおそれに起因する損害賠償請求
 ⑫企業情報が正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任 など

プラン7 保育業務従事者向け賠償責任保険

お支払いする保険金

保険金の種類	内 容
①損害防止費用	保育士等(被保険者)が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
②緊急措置費用	損害の発生や拡大の防止の手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
③権利保全行使費用	保育士等(被保険者)が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
④争訟費用	保育士等(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
⑤協力費用	保育士等(被保険者)が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて保育士等(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、保育士等(被保険者)が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 <身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料等 <財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用等 ※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 保育士等(被保険者)が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は、お支払いの対象となりません。(個人賠償責任に係る部分のみ)
■被害者対応費用(お見舞金)	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要なとした費用を補償します。 ※お見舞金は、賠償責任を負担する場合には損害賠償金に充当されます。
■事故対応特別費用	上記①～⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを保育園(被保険者)が知った場合において、保育園(被保険者)がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

①から⑤までの費用は、原則としてその全額がお支払いの対象となります。

お支払いする保険金＝①損害防止費用＋②緊急措置費用＋③権利保全行使費用＋④争訟費用＋⑤協力費用



⑥損害賠償金の額が支払限度額を超える場合、④争訟費用は、次の算式によって得られた額をお支払いします。

争訟費用の総額＝争訟費用の総額×支払限度額／⑥損害賠償金



⑥の保険金は、法律上の損害賠償金から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし、P22の保険金額がお支払いの限度となります。

お支払いする保険金＝⑥損害賠償金－自己負担額

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いできない主な場合

保育業務に係る賠償責任

(業務過誤賠償責任保険普通保険約款)

- ①被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ②法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- ④身体の障害(身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)および精神的苦痛または財物の滅失、損傷、汚損、紛失および盗難ならびにそれらに起因する財物の使用不能損害に対する損害賠償請求
- ⑤初年度契約^(※)開始日(遡及日)より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
(※)継続契約以外のこの保険契約をいいます。
- ⑥通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑧直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑨他の被保険者からなされた損害賠償請求 など

(保育士特約条項)

- ①被保険者の業務を行う施設もしくは設備^(注1)または自動車^(注2)、航空機、車両^(注3)、船舶^(注4)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償請求
- ②被保険者の犯罪行為^(注5)または他人に損害を与えることを被保険者が認識しながら^(注6)行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者による、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償請求
- ④被保険者による、または被保険者の指図による身体に対する物理的攻撃、言動による脅し、嫌がらせもしくは無視等の心理的圧迫を、特定の者に対し反復継続してもしくは反復継続する意思をもって行うことにより苦痛を与えたことに起因する損害賠償請求
- ⑤被保険者による、または被保険者の指図による性的嫌がらせ^(注7)に起因する損害賠償請求
- ⑥被保険者が違法に私的な利益を得たことまたは違法に便宜を供与されたことに起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者に給与または賞与が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求

- ⑧次のアまたはイに対する違法な利益の供与に起因する損害賠償請求
ア. 政治団体、公務員または取引先の会社役員もしくは従業員等^(注8)
イ. 利益を供与することが違法とされるその他の者
- ⑨名誉毀損(きそん)または秘密漏洩(ろうえい)に対する損害賠償請求
- ⑩著作権の侵害に対する損害賠償請求
- ⑪被保険者または被保険者が属する児童福祉施設の倒産、清算、破産、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求
- ⑫初年度契約の保険期間が開始した日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ⑬この保険契約の保険期間が開始した日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合^(注9)に、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
- ⑭都道府県に備える保育士登録簿に氏名等省令で定める事項の登録を受けていない被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者のうち調理師・事務員等が行った行為に起因する損害賠償請求を除きます。

- (注1)被保険者の業務を行う施設もしくは設備
保育士としての業務遂行中に直接使用しているものを除きます。
- (注2)自動車
原動機を用い、かつレールまたは架線によらないで運転する車またはこれによりけん引される車をいい、これに付属する機械または装置を含み、原動機付自転車および車いすを除きます。
- (注3)車両
原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
- (注4)船舶
船舶類をいい、ヨット、モーターボート、カヌー、水上バイクおよびボートを含みます。
- (注5)犯罪行為
過失犯を除きます。
- (注6)認識しながら
認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注7)性的嫌がらせ
被保険者の意思にかかわらず、客観的に嫌がらせと判断できる性的な言動をいいます。
- (注8)政治団体、公務員または取引先の会社役員もしくは従業員等
それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。
- (注9)知っていた場合
知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

プラン8 社会福祉法人向け役員賠償責任保険

お支払いする保険金

損害賠償金 (判決金額、和解金等)	法律上の損害賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金についてはお支払いの対象とはなりません。
弁護士等の訴訟費用 (訴訟費用、和解・調停費用、弁護士に支払う着手金・報酬金、これらに付随する調査費用等)	被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)をいいます。 なお、争訟費用については、免責条項に該当するおそれがないかぎり、紛争の解決に先だって支払うことができます。
訴訟対応費用	役員等に対して損害賠償請求がなされた、またはなされるおそれがある状況が発生した場合に、損保ジャパン日本興亜にその通知がなされた後に役員等が負担した次の費用。 ①訴訟に対して必要な文書の作成にかかる費用 ②法人の使用人の超過勤務手当、交通費および宿泊費 ③文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 ④資料の翻訳にかかる費用 ⑤証拠収集費用 ⑥①から⑤のほか、必要かつ妥当と認められる費用
法人調査費用	①法人内調査費用:法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して行われる法人内調査を開始した場合に、法人内調査を行うために法人が負担した費用(法人に雇用されている者への給与等を除きます。) ②第三者委員会対応費用:法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、法人が負担した費用(法人に雇用されている者への給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。)

保険金をお支払いできない主な場合

◆次に掲げる事由または行為に起因する賠償請求に対しては、損保ジャパン日本興亜は保険金をお支払いしません。

- (※)については各事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行います。
- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと^(※)
 - ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)^(※)
 - ・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為^(※)
 - ・被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと^(※)
 - ・被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと^(※)
 - ・次の者に対する違法な利益の供与^(※)
 - ①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等(それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます)

- ・②利益を供与することが違法とされるその他の者
- ・初年度契約の保険期間の開始日より10年前の応当日または会社が設立された日のいずれか遅い日より前に行われた行為
- ・初年度契約の保険期間の開始日より10年前の応当日または会社が設立された日のいずれか遅い日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- ・この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。))に、その状況の原因となる行為
- ・この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
- ・直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

◆次に掲げるものに対する損害賠償請求に対しては、損保ジャパン日本興亜は保険金をお支払いしません。

- ・身体の障害(疾病または死亡を含みます。)または精神的苦痛
- ・財物の滅失、き損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
- ・口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

◆次に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金をお支払いしません。

- ・記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名子会社が一般社団・財団法人に定める子法人に該当していなかった間に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ・他の被保険者または貴法人もしくは貴法人の子法人からなされた損害賠償請求、ならびに、被保険者または貴法人もしくは貴法人の子法人が関与して、貴法人もしくは貴法人の子法人の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求

- ・法人の議決権総数につき、10パーセント以上を直接・間接を問わず所有する者からなされた損害賠償請求
- ・役員の権限規定を逸脱した行為に起因する損害賠償請求
- ・直接・間接を問わず、知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求
- ・直接・間接を問わず、コンピュータ、集積回路およびそれらを内蔵する機器が日付データを認識できないこと等(いわゆる「2000年問題」)に起因する損害賠償請求
- ・医師、弁護士、公認会計士、税理士、建築士、金融、不動産その他の専門職業遂行上の過誤に起因する損害賠償請求

◆保険期間中に次の取引が行われた場合には、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

- ①記名法人が第三者と合併すること、または記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
- ②第三者が、記名法人の議決権総数の50パーセントを超える議決権を取得すること。

プラン9 保育園動産(什器・備品)補償保険

お支払いする保険金

損害保険金	損害額は、再調達価格(損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額)に基づき算出され、損害額から自己負担額1万円 ^(注) を差し引いた金額を損害保険金としてお支払いします。 (注)全損の場合および火災(焦げ損害を除きます。)、落雷、破裂または爆発の事故による損害の場合は、自己負担額はありません。 (※1)損害保険金は1事故につき保険金額が限度となります。(※2)全損となった場合、ご契約は終了します。
臨時費用保険金	以下の事故により損害保険金が支払われる場合、損害保険金の30%(ただし、1事故につき300万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。 ●火災、落雷、破裂・爆発 ●風災、雹災、雪災 ●外部からの物体の飛来・衝突 ●水濡れ ●騒擾・集団行動 等
残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用保険金(清掃費用等の後片づけ費用)として、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。
修理付帯費用保険金	以下の事故により損害保険金が支払われる場合、保険の目的の復旧にあたり、原因調査費用、再稼働のための点検費用等のうち、損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した必要かつ有益な費用の実費を、修理付帯費用保険金としてお支払いします。ただし、1事故について1敷地内ごとに補償金額の30%を限度とします。 ●火災、落雷、破裂・爆発
損害防止費用	偶発的な事故により損害保険金が支払われる場合、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用の実費を損害防止費用としてお支払いします。ただし、補償金額から損害保険金を差し引いた額を限度に、損保ジャパン日本興亜が必要または有益と認めた費用をお支払いします。

保険金のお支払限度額について

この保険の1回の地震による保険金支払額はご加入保育園合計で2億円が限度となります^(※)。1回の地震によって保育園動産補償保険(ME・KE・LE型)にご加入の全保育園の支払保険金合計が2億円を超過する場合は、次の算式により削減して保険金をお支払いしますので、ご了承ください。

$$\text{支払保険金} = \text{算出された損害額} \times \frac{2 \text{ 億円}}{\text{ご加入の全保育園の算出された損害額合計}}$$

(※)保険期間中の限度額も2億円となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^{*}による損害
※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ③テロ行為^{*}による損害(1つの敷地内において保険金額が10億円以上の場合にすぎず。)
※テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- ④保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
- ⑤地震・噴火・これらによる津波^{*}
※ME・KE・LE型にご加入の場合は、地震・地震による津波による損害についてお支払いの対象となります。(噴火による損害はお支払いの対象ではありません。)
- ⑥保険の対象の置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害
- ⑦使用人などが単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
- ⑧管球類(真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光など)に単独に生じた損害
- ⑨偶然な外來の事故によらない電気の作用または機械の稼働に伴って発生した電氣的または機械的の事故による損害。ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
- ⑩詐欺または横領による損害
- ⑪保険の対象の加工着手(保険の対象に対して加工作業を加えた時をいいます。)後に生じた損害
- ⑫保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
- ⑬万引などによる損害
- ⑭運送中に生じた破損・まがり・へこみによる損害
ただし、以下の事故により生じた損害については保険金のお支払いの対象となります。
●火災、爆発 ●輸送用具の転覆、墜落など
●輸送用具の他物(軌道・路面などを除く)との衝突など
- ⑮冷凍物・生鮮食料品などを保険の対象とする場合の冷蔵装置などの破壊・変調もしくは機能停止に伴う損害(ただし、冷蔵装置などと同一敷地内に生じた火災、落雷、破裂または爆発により冷蔵装置などに物的損傷が生じた結果、その冷蔵装置などが破壊・変調もしくは機能停止したことによる損害は除きます。)
- ⑯美術品、宝石・貴金属などを保険の対象とする場合の損傷に伴う価値の低下による損害
- ⑰宝石・貴金属などを保険の対象とする場合の保管場所の営業時間外において、金庫外保管中に生じた盗難による損害
- ⑱自動販売機などに生じた外形上の損傷で、保険の対象の機能に直接関係のない損害
- ⑲棚卸し、検品の際に発見された品不足による損害
- ⑳有価証券などを保険の対象とする場合の勘定違いによる損害
- ㉑偽造または変造された通貨・有価証券などによる損害 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は社会福祉法人日本保育協会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
- ★園児・学童・職員数^(①)(保育園児等傷害保険の場合) ★主催行事参加者数^(②)(主催行事参加者傷害保険の場合)
- ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
①記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)②業務内容
③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
ご契約者の住所などを変更される場合
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
[①保育園児等傷害保険、②主催行事参加者傷害保険、③自動車搭乗中傷害保険の場合]
＜他の身体障害または疾病の影響＞
●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
[③自動車搭乗中傷害保険の場合]
●加入依頼書等記載の主に園児の送迎などに使用している自動車を変更された場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
■変更前と変更後の自動車に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
[④保育園職員労災上乗せ保険 固有]
法定外補償規定(被用者に対し政府労災保険等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。)を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。
[⑨保育園動産(什器・備品)補償保険 固有]
保険の対象の譲渡について: 保険の対象が譲渡された場合、その保険の対象にかかる保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。

[共通]

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分)にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ＜重大事由による解除等＞
●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
[②主催行事参加者傷害保険の場合]…保険期間初日の午前0時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜(事故通知書[P29])でご報告ください。)または募集代理店・取扱幹事代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ケガをされた場合は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
 (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。
 (注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)をご覧ください。募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【(傷害保険)ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

■パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ヒダダイヤル】0570-022808<通話料有料> 受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、募集代理店・取扱幹事代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間: 24時間365日)

- 募集代理店・取扱幹事代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、募集代理店・取扱幹事代理店とご締結いただいている有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<https://www.sjnk.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおり掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、募集代理店・取扱幹事代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

本様式をコピーしてご使用 (FAX) ください。

平成 年 月 日

有限会社 日保協 行
(FAX:03-5226-0026 TEL:03-5226-0025)

自動車搭乗中傷害保険の車両変更通知書

ご加入の内容	保 育 園 名	(フリガナ)							
	ご 担 当 者 名								
	保 育 園 住 所	〒 - (フリガナ) 都 道 区 府 県 市 郡							
	保育園ご連絡先	TEL : - -		FAX : - -					
	保 険 期 間 (ご 契 約 期 間)	平成 年 月 日 から 1年間							
	証 券 番 号 加 入 者 番 号								
変更後の内容	車両登録番号 (変更前後の車両登録番号を記載してください)	変更前車両登録番号			→	変更後車両登録番号			
		NO	自動車登録番号	法定乗車定員数		NO	自動車登録番号	法定乗車定員数	
		例	シガワ 22 あ ○○○○	20		例	シガワ 25 い ○○○○	30	
		①				①			
		②				②			
		③				③			
		④				④			
		⑤				⑤			
		⑥				⑥			
		⑦				⑦			
		⑧				⑧			
		⑨				⑨			
		合 計				合 計			
		連絡事項など							
		年 月 日							
保険会社使用欄									

事故が発生したときのお手続き

傷害保険

- ① 保育園児等傷害保険
- ② 主催行事参加者傷害保険
- ③ 自動車搭乗中傷害保険

園児・職員または保育園の主催行事の参加者などがケガをした場合、ただちに損保ジャパン日本興亜まで（事故通知書[P29]で）ご報告ください。または募集代理店・取扱幹事代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

＜傷害保険金のご請求方法＞

ご加入後に送付する加入証同封の『傷害保険金請求手続のご案内』をご覧ください。

（※）『傷害保険金請求書のご案内』がない場合は取扱幹事代理店までご請求ください。

【ご注意】

1. 保険金請求額が10万円以下の場合「治療状況申告書」の各項目に記入捺印のうえ、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書は原則不要です。
2. 保険金請求者は、園児の保護者の方としてください。保育園が請求者となる場合は、保護者の方の委任状が必要です。
3. 保険金のお支払いは口座振込で行ないます。口座の名義人は保険金請求者の名義人と同一にしてください。

労働災害総合保険

- ④ 保育園職員労災上乗せ保険

賠償責任保険

- ⑤ 保育園賠償責任保険
- ⑥ 個人情報漏えい対応保険
- ⑦ 保育業務従事者向け賠償責任保険
- ⑧ 社会福祉法人向け役員賠償責任保険

動産総合保険

- ⑨ 保育園動産（什器・備品）補償保険

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を、遅滞なく損保ジャパン日本興亜（事故通知書[P29]で）ご報告ください。または募集代理店・取扱幹事代理店まで書面でご通知ください。
 - (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - (3) 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
 - 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

◎ 保険金請求権につきましては時効（3年）がありますので、ご注意ください。

保険金請求書送付先

保険金ご請求時にご提出いただく「保険金請求書」の送付先は以下のとおりです。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

本店企業保険金サービス部 団体保険金サービス課

〒164-8608 東京都中野区中野4-10-2中野セントラルパークサウス4F TEL. 03-5913-3955 FAX. 03-3385-5500

平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

＜受付時間＞

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または募集代理店・取扱幹事代理店までご連絡ください。

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

こころとからだホットライン

こころとからだホットラインは、保育園職員労災上乗せ保険、保育業務従事者向け賠償責任保険の加入者のみなさまの心と身体の健康に関するご相談をはじめ日常の色々な悩みなどを、無料で電話相談いただけるサービスです。また、保育園職員労災上乗せ保険にご加入の場合は人事労務部門ご担当者の相談窓口としてもご利用いただくことが可能です。メンタルヘルス対策や健康増進の福利厚生制度として是非ご活用ください。



「こころとからだホットライン」 サービス内容

〈従業員向け〉：メディカル&生活関連サポートサービス (24時間・365日)

健康・医療相談

介護相談

育児相談

健康管理相談

● 栄養・食事相談

● 薬に関する相談

健康チェックサポートサービス

● 人間ドック紹介 ● PET検診紹介 ● 郵便検診 ● 検診結果相談

医療機関情報提供サービス

- 緊急時の医療機関情報の提供
- 専門医療機関情報の提供
- 女性医師情報の提供
- 高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報の提供
- 転院・患者移送手配サービス

予約制専門医相談

公的給付相談 (予約制)

法律・税金相談 (予約制)

〈従業員向け〉：メンタルヘルス相談サービス

メンタルヘルス対面カウンセリング

全国約150か所のカウンセリング拠点にて、対面でのカウンセリングを行います。(予約制)

対
面

- 1名につき年間5回まで、1回は約50分まで
- 予約受付は 平日 9:00~22:00
土曜10:00~20:00

※日祝、年末年始(12/29~1/4)を除きます。

メンタルヘルス電話カウンセリング

臨床心理士等のカウンセラーがメンタルヘルスに関わる相談に電話で対応します。

電
話

- フリーダイヤル
- 利用時間 平日 9:00~22:00
土曜10:00~20:00
- 回数制限なし

※日祝、年末年始(12/29~1/4)を除きます。

メンタルITサポート (Webストレスチェック)

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

人事労務部門担当者向けサービス (平日9:00~17:00)

マネジメントサポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等がメンタルヘルスに関わる人事マネジメント全般に関わる質問にお答えします。

リハビリテーションサポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等が職場復帰のためのリハビリ全般に関わる相談にお答えします。

職場復帰サポート

産業保健の経験を有する保健師、看護師等が職場復帰のための職場環境等の体制整備全般に関わる質問にお答えします。

※本サービスは損保ジャパン日本興亜の提携業者が提供します。

お問い合わせ先

(事務幹事代理店)

有限会社 日保協

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル6階
Tel. 03-5226-0025 Fax.03-5226-0026
受付時間：平日の10:00~16:00(土日、祝日、12/28~1/4を除きます。)
URL：http://www.nippokyo.co.jp/

(募集代理店)

(引受保険会社)

損害保険ジャパン日本興亜 株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
Tel. 03-3349-5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

団体保険契約者

社会福祉法人 日本保育協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル6階

Tel. 03-3222-2111 Fax. 03-3222-2117